

平成 20 年度第 5 回稚内市廃棄物減量等推進審議会開催結果(議事録)

1 日時

平成 21 年 1 月 30 日 (金) 15:30~17:30

2 場所

稚内市役所 4 階 第一委員会室

3 会議の概要

(1) 開 会

(2) 会長あいさつ

(3) 平成 20 年度下期業務推進状況報告及び今後のごみ処理実施方針(案)について

- ・今後のごみ処理方針(案)について、事務局より以下の 6 項目の方針が示された。
 - ①有料化の具体的な実施方法について
 - ②手数料の減免と支援事業について
 - ③有料化の円滑な実施に向けた対応について
 - ④懸念される問題への対応について
 - ⑤今後取り組む施策について
 - ⑥ごみ排出量における目標数値について

- ・続けて平成 20 年度下期業務推進状況について、事務局より以下の 7 項目の報告を行った。
 - ①ごみ処理とリサイクルの状況及び収支について
 - ②容器包装プラスチックの分別収集と減量化の状況について
 - ③ごみ処理に係る周知活動について
 - ④廃棄物減量等推進員の活動状況について
 - ⑤不適正排出に対する対応について
 - ⑥資源物集団回収奨励金制度の実施状況について
 - ⑦不法投棄防止に係る実施状況について

以下に、質疑応答に関する発言内容を記載しますが、審議員が特定できないように委員名を伏せています。また、場合によっては発言の一部を削除しています事を予めご承知願います。

【意見・質疑応答】

(中陳会長)

- 只今、事務局より報告がありましたが、意見や質問等はないでしょうか？

(A委員)

- 一つの事業を成し遂げるのに、大変な準備や苦勞をしていることが良く分かりました。有料化実施後において、予期せぬ事態が発生することも充分考えられますが、柔軟かつ迅速な対応をしていただきたいと思います。

(B委員)

- 家庭において分別をすればごみが減ることを実感でき、分別による減量効果は大きいと思います。また、生ごみ中間処理施設について、施設で使用する燃料はどのくらいでしょうか？

⇒ (事務局)

- 施設における動力としては、基本的には、生ごみから回収したメタンガスにより発電された電力を活用することを考えています。なお、暖房等に使用する燃料については、検討しているところです。

⇒ (B委員)

- メタンガスを回収した後の残渣はどのように処理しますか？

⇒ (事務局)

- メタンガス回収後の残渣については、堆肥化して再利用し、最終的に残った物を処分場に埋立することを予定しています。しかし、堆肥化のための設備費、ランニングコスト等を勘案し、さらに、堆肥の利用先等を調査して進めたいと考えています。堆肥化した物をどれだけ使用できるかが課題だと考えています。

(C委員)

- 水産廃棄物を処理する立場としては、できるだけ早めに生ごみの分別回収を開始してほしいと思いますが、生ごみ中間処理施設ができるのはいつごろでしょうか？

⇒ (事務局)

- 施設の建設を平成22年に開始し、平成23年の夏頃に完成して仮稼動する予定です。そのため、平成23年の秋頃から生ごみと水産廃棄物の処理を始めたいと考えています。

(D委員)

- 有料化に関する市民周知はどのような状況でしょうか？また、大量ごみへの対策はどのように考えているのでしょうか？

⇒ (事務局)

- 広報誌や出前講座等で周知していますが、特に、現在実施している「試用用ごみ袋」の全戸配布が周知には効果的だと考えています。

また、有料化の直前にごみの量がどのくらい増えるかが想像つきませんが、大量ごみ対策については、対策本部を設けて万全の対策を採っていきたいと考えています。

⇒ (A委員)

- ごみステーションに有料化に関する看板を掲示すると良いと思います。

⇒ (事務局)

- 現在、全町内会に対して、看板掲示の案内をしているところです。昨年の分別拡大の際にも、ステーションに看板を設置して大きな効果がありました。町内会の皆様の協力が非常に大きいと実感しています。

⇒ (E委員)

- 町内会によっても、関心の高さに温度差があるのが現状です。また、訪問講座を開催しても参加者が決まってしまうのが現状です。参加しない人はごみ分別に全く関心がないと思いますが、その人に対して分別への意識をどのように高めていくかが課題だと思います。有料化実施後においては、ごみ出しに係る様々な問題が発生する事が懸念されます。

⇒ (事務局)

- 昨年からは、町内会だけではなく、事業所に対しても訪問講座を実施したほか、全事業所を訪問して、事業系ごみ及び家庭におけるごみの分別について、周知や啓発を実施しました。

(C委員)

- アパートの入居者に対する対策はどのようにお考えでしょうか？

⇒ (事務局)

- アパートの入居者に関しては、現在、努力義務として6戸以上のアパートに対して、ステーションの設置を依頼しています。強制ではないこともあり、なかなか理解してもらえないのですが、昨年、宅建業界の会合でステーションの設置を依頼したところです。今後は、各宅建業者を直接伺ってアパートの大家の特定をして、ステーションの設置や入居者へのごみ出しマナーの徹底をお願いしたいと考えています。また、アパートを建設している大家に対しても、ステーションの設置を依頼していきたいと考えています。

(F委員)

- ステーションを見ると、確かにごみの量は減っていると感じますが、まだ、不適正排出をしている人もいます。

⇒ (事務局)

- 「警告シール」を貼るなどの指導を徹底したいと思います。

(G委員)

- 有料化に関する話題も多く耳にしており、かなり周知徹底されていると感じていますが、一人暮らしの高齢者に対して、わかりやすく周知することを徹底していただきたいと思います。

⇒ (事務局)

- 一人暮らしの高齢者については、ホームヘルパーの全体研修会や訪問講座で説明していますが、できるだけ実態に即した対応をしていきたいと考えています。また、高齢者用にわかりやすい分別のガイドブックも作成していきたいと考えています。

(G委員)

- 「クリーンアップわっかない」の点で、気になったことがあります。それは、排雪に関する事で、川に雪を捨てるのをよく目にします。不適正な排雪をやめるように周知するキャンペーンを実施することが必要ではないでしょうか。

⇒ (事務局)

- 土木課と連携しながら雪の不法投棄への対策も検討していきたいと思います。

(G委員)

- 放置自動車や漂着ごみについては、難しい問題だという事は充分承知していますが、包括的な対応を打ち出した方が良いと思います。

⇒ (事務局)

- 放置自動車に対しては、警察署も非常に協力的で、迅速に対応していただいております。今後も継続して警察署と連携しながら対応していきたいと思います。全般的に、きれいなまちづくりのためには、早め早めに対応していくことが重要だと考えており、不法投棄や不法放置自動車等の対応についても迅速に行っていきます。

(E委員)

- 今後の問題として、地上デジタル放送開始に向けて、テレビが不法に投棄されるのではないかと心配しています。

⇒ (事務局)

- 小型テレビの不法投棄が増えるのではないかと懸念しております。今後も不法投棄をさせない環境づくりに取り組んでいきたいと思います。

(4) 今後の審議会の開催について

- ・ ごみ処理基本計画が、5年毎改正しているが、次期改正は22年度となります。この

ことから、21 年度においてごみ処理基本計画改定に関わる審議をしていただくこととなります。基本的には、コンサルに作成を委託しますが、審議委員の皆さまには、今後 15 年間の稚内市のごみ処理に関する意見等をいただくことをご承知願います。

コンサルとの契約が済み次第参集をお願いする予定であることを説明し次回の審議会は 4 月に開催することを確認。詳しい日程は調整する。

(5) 閉 会

- ・ 達生活福祉部長から、19 年 11 月から審議委員に就任いただき、家庭ごみ有料化等の答申をいただいた結果、いよいよ 4 月から有料化となる。この間のご苦勞に対するお礼と、今後ごみ処理基本計画策定へのお願いを申し述べて閉会した。